

## 「第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について-1-」 について

平成 17 年 7 月 26 日

総 務 省

「1 基本法第20条関係（国民の理解の増進）」における「広報・啓発活動の実施」、「犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進」及び「犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成」について

犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進を図るために、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供は重要であることから、国の関係省庁において講ずる所要の被害者支援施策を踏まえて、地方公共団体においても情報提供に努めることが必要と考える。具体的には国等において作成されたパンフレット等を地方公共団体の窓口等で配布すること等が考えられる。

## 犯罪被害者等の要望に係る施策について

平成17年7月22日

総務省

要望：未解決事件を減らし、検挙率を高めるため、有名事件・無名事件の評価に関係なく、平等に事件が報道されるよう、電波を割り当てるなどの措置が必要。

（回答）

放送をする無線局の免許は、免許を受けようとする者の申請に基づき、総務大臣の審査を経た上で付与されます。当該審査においては、周波数が逼迫する中、電波法等の規定に基づいて、免許を受けようとする者の電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案し、透明な審査手続によって、競願処理が行われます。

また、放送法においては、以上のような手続によって免許を受けた放送事業者の表現の自由と自律性を確保し、当該放送事業者が自らの判断と責任のもと、放送番組を編集し、放送することが前提となっております。こうした枠組みの下で、放送事業者においては、これまで発生した犯罪事件につきニュース番組等において放送してきているところでありますが、ご要望の点につきましては、今後とも、可能な範囲で的確な取組がなされていくこととなるものと承知しております。

## ○電波法 ( 昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号 )

( 無線局の開設 )

**第四条** 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。  
ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 ~ 四 ( 略 )

( 免許の申請 )

**第六条** 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 ~ 八 ( 略 )

2 放送をする無線局 ( 電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。 ) の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
- 二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 三 事業計画及び事業収支見積
- 四 放送事項
- 五 放送区域

3 ~ 8 ( 略 )

( 申請の審査 )

**第七条** ( 略 )

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画 ( 放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。 ) に基づき、周波数の割当てが可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 ~ 6 ( 略 )

## ○放送法 ( 昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号 )

( 放送番組編集の自由 )

**第三条** 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

# 訂正放送制度

## ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

放送法

リンク集

お問い合わせ先

# ＜訂正放送制度について＞

## 【目次】

- 訂正放送制度の意義
- 訂正放送制度の概要
- 訂正放送の請求方法
- 放送法
- リンク集
- お問い合わせ先

左側のタブをクリックして、見たいページにジャンプして下さい。

# 訂正放送制度

## ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

放送法

リンク集

お問い合わせ先

## 訂正放送制度の意義

放送の社会的影響力はとて大きく、ひとたび真実でない放送によって権利が侵害された場合には、その被害は甚大なものとなります。訂正放送制度は、このような権利侵害から救済するための制度です。

# 訂正放送制度

## ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

放送法

リンク集

お問い合わせ先

## 訂正放送制度の概要

真実でない放送によって、権利侵害<sup>(注1)</sup>を受けた本人又は直接関係人<sup>(注2)</sup>は、その放送を行った放送事業者に訂正又は取消しの放送を請求することができます。  
(放送後3ヶ月以内)

放送事業者は、調査の結果、その放送が真実でないことが判明した場合には、訂正又は取消しの放送を行います。

(注1) 名誉毀損、信用失墜等の権利侵害を受けた場合をいいます。

(注2) 配偶者、直系親族、兄弟姉妹等のことをいいます。

1 真実でない放送によって権利侵害を受けた場合には、当該放送を行った放送局に連絡して下さい。

2 放送事業者は、それぞれに視聴者センターなどの視聴者対応窓口を設けています。

# 訂正放送制度

## ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

## 放送法

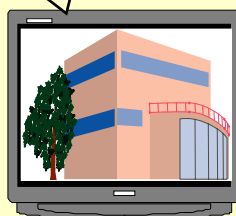
## リンク集

お問い合わせ先

## 訂正放送の請求方法

真実でない内  
容が放送され  
る！！

〇〇町の「ブティック  
〇〇」が偽ブランドを  
販売していたことが発  
覚しました。



真実でない放送が原因で、お  
店などに被害が生じることが  
あります。このような場合、権  
利の侵害を受けた本人又は直  
接関係人は、訂正放送制度を  
使って放送内容の訂正・取消  
しを請求できます。

必要に応じて放送事業者番組内容の確認をする

訂正放送を請求する（放送後3ヶ月以内）

放送事業者が調査し、真実でないことが判明

訂正放送が  
実施される

先日お伝えした  
「ブティック  
〇〇」の偽ブラ  
ンド販売の  
ニュースは誤り  
でした。訂正し  
て、お詫びいた  
します。



訂正放送制度は放送法に基づく制度です。

## 訂正放送制度

### ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

放送法

リンク集

お問い合わせ先

## 放送法(抄)

(訂正放送等)

第4条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から3箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前2項の規定は、民法(明治29年法律第89号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法においても放送法第4条を準用。

(放送番組の保存)

第5条 放送事業者は、当該放送番組の放送後3箇月間(前条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が3箇月を超えて継続する場合は、6箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

# 訂正放送制度

## ホーム

訂正放送制度の意義

訂正放送制度の概要

訂正放送の請求方法

## 放送法

## リンク集

お問い合わせ先

## 放送により権利侵害を受けた場合の 問い合わせ先・関係団体リンク集

訂正放送の請求に際しては、当該放送を行った放送事業者に連絡して下さい。  
なお、問い合わせ先の放送事業者が分からない場合等には、「放送と人権等権利に関する委員会」にお問い合わせ下さい。

### 放送と人権等権利に関する委員会（BRC）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 1 - 1 千代田放送会館 7 階  
03-5212-7333 <http://www.bpo.gr.jp/>

### 【放送事業者、関係団体の連絡先】

#### ● 日本放送協会

〒150-8001 東京都渋谷区神南 2 - 2 - 1  
0570-066-066〔NHK視聴者コールセンター〕 <http://www.nhk.or.jp/>

#### ● （社）日本民間放送連盟

〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町 3 - 2 3  
03-5213-7711 <http://www.nab.or.jp/index.html>

#### ● （社）衛星放送協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 - 9 - 8 あまかすビル4F  
03-3597-3211 <http://www.eiseihoso.org/>

#### ● （社）日本ケーブルテレビ連盟

〒141-0031 東京都品川区西五反田 7 - 1 3 - 6 S D I 五反田ビル 7 F  
03-3490-2022 <http://www.catv.or.jp>

#### ● 有限責任中間法人 日本コミュニティ放送協会

〒105-0004 東京都港区新橋 4 - 2 7 - 1 セントラルビル 2 F  
03-5776-4657 <http://www.jcba.jp>

# 訂正放送制度

## ホーム

### 訂正放送制度の意義

### 訂正放送制度の概要

### 訂正放送の請求方法

## 放送法

## リンク集

### お問い合わせ先

# 訂正放送制度に関するお問い合わせ先

- 総務省情報通信政策局（放送政策課）  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第2号館  
03-5253-5777 <http://www.soumu.go.jp/>
- 北海道総合通信局（情報通信部放送課）  
〒060-8795 札幌市北区北八条西2-1-1札幌第一合同庁舎  
011-709-2311(内線:4666) <http://www.hokkaido-bt.go.jp/>
- 東北総合通信局（放送部放送課）  
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23仙台第二合同庁舎  
022-221-0699 <http://www.ttb.go.jp/>
- 関東総合通信局（放送部放送課）  
〒100-8795 東京都千代田区大手町2-3-2  
03-3243-8685 <http://www.kanto-bt.go.jp/>
- 信越総合通信局（情報通信部放送課）  
〒380-8795 長野市旭町1108長野第一合同庁舎  
026-234-9992 <http://www.shinetsu-bt.go.jp/>
- 北陸総合通信局（情報通信部放送課）  
〒920-8795 金沢市広坂2-2-60  
076-233-4492 <http://www.hokuriku-bt.go.jp/>
- 東海総合通信局（放送部放送課）  
〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1  
名古屋合同庁舎第3号館内  
052-971-9148 <http://www.tokai-bt.soumu.go.jp/>
- 近畿総合通信局（放送部放送課）  
〒540-8795 大阪市中央区大手町1-5-44大阪合同庁舎第1号館内  
06-6942-8568 <http://www.ktab.go.jp/>
- 中国総合通信局（放送部放送課）  
〒730-8795 広島市中区東白島町19-36  
082-222-3385 <http://www.cbt.go.jp/>
- 四国総合通信局（情報通信部放送課）  
〒790-8795 松山市宮田町8-5  
089-936-5037 <http://www.shikoku-bt.go.jp/>
- 九州総合通信局（放送部放送課）  
〒860-8795 熊本市二の丸1-4  
096-326-7874 <http://www.kbt.go.jp/>
- 沖縄総合通信事務所（情報通信課）  
〒900-8795 那覇市東町26-29  
098-865-2307 <http://www.okinawa-bt.soumu.go.jp/>